

## 地下上申絵図は、どう「つながる」のか

### はじめに

「地下上申絵図」<sup>①</sup>は、本当につながるのか。これは、自分がこの絵図に関心を寄せて以来、いだき続けてきた疑問である。

これまで、同絵図は、「清図をつなぎ合わせると一審判もしくは一支藩領を形成する」と考えられてきた。

はたして本当にそのだろうか。この点を明らかにすることは、単にその成否の判定だけにとどまるものではない。同絵図は、館蔵絵図の中で利用頻度の最も多いものでありながらも、その全体の成立・構成については不明瞭なままである。絵図の「つながり」如何は、その成立・構成に大きくかかわる問題である。ここでは、「つながり」をもとにその全容について考えてみたい。

地下上申絵図は、どう「つながる」のか（山田）

山

田

稔

## 一 絵図をつなぐ

「どうつながるか」は、実際に継ぎ合わせてみればよい、と誰しも思うに違いない。しかし、一口に「清図」と言つても、①点数にして三七五点と「大量」、②最大は四mを越し、全般的に「大型」、③村形に切り抜かれた「不整形の切型図」、である。これらの継ぎ合わせが容易でないことは想像がつく。実際、藩政期よりこのかた、全部が継ぎ合わされたことは一度もない。「一審判形成」説も実地に確認されたものではなかろう。

この絵図方の事業に対する法令・布達類は何一つ知られておらず、その全容はつかめていない。そのため、遺された「絵図」そのものの検討が、有力な手掛かりの一つとなる。だが、絵図の継ぎ合わせは、諸条件を満たすことができず未実行のままであった。

ところが、昭和六年の暮れも押し迫った頃、NHK山口放送局から「絵図継合」の企画が飛び込んできた。

絵図の継ぎ合わせが現実となる日が来たのである。「問題」の会場は、山口市内の県立高校の体育館があてられた。対象は、長門部全域と周防部の山口、三田尻、徳地宰判に限った。取扱いその他に万全の対策を講じての作業である。はたして、清図は、どう「つながり」、また「つながらない」のだろうか。

## 二 「清図」は、どうつながるのか

大概成就とて其比の当職に披露す、我等も其時遠近方勤たりし故、検分の時傍に有て其図を見たるが、一郡一村とても広き事なれハ、紙をも広く廻して所々に切割て統合す、曲れる所もあり入込みたる所もあり、其形に切

分けたる故、縦並ぶるに方々相紋あり、（中略）此図を出して詮議あらは、縫合する手間隙さへうろたへ廻る程ならば、相紋急の間に合間に、万事跡の祭に成へしとして笑いき<sup>(3)</sup>

これは、絵図方が、「地下上申絵図」（一村限明細絵図）を、当職に披露した際の記録である。當時も、絵図の大きさに驚き、継ぎ合わせに手間取つた様子がよくうかがえる。

さて、昭和の継合も、非常に手間のかかるものであった。さながら、「特大のジグソーパズル」の感がある。完成まで約六時間におよぶ大作業となつた。この模様は、翌六二年新春のNHKニュースで放映されたので、ご覧になつた方もある。はたして、「清図」は「一応の継合」を見、長門部を形成する「大絵図」が完成した（以下写真1参照、この際、清図のない村の場合は「副図」を使用した。）

「大絵図」の大きさは、直線距離にして、先大津宰判向津具村（A）～奥阿武宰判田万村（B）間が約一九m、（A）～船木宰判須恵村（C）間が約一三mである。この数値のみから

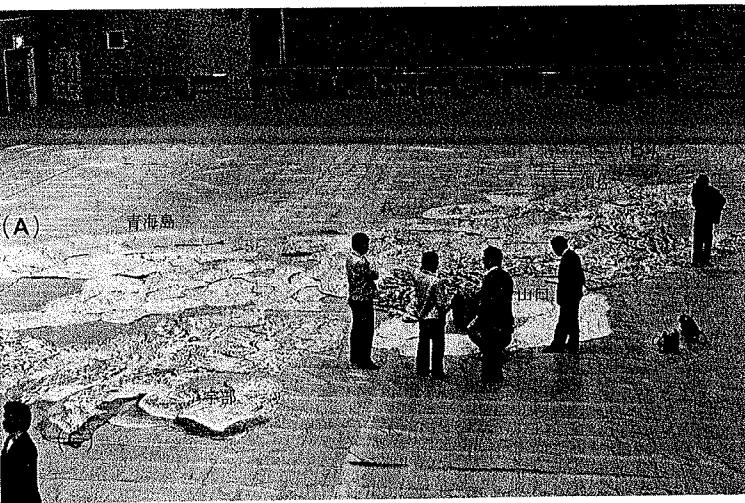


写真1 清図継合作業

すれば、  
一 大絵図の縮尺は約二九五〇分の一となる。

だがここで、「一応の継合」と断わったのは、いくつか「つながらない」箇所が見られたためである。例えば、吉田宰判厚保村と吉田村の場合である。両村は共に吉田宰判だが、絵図の境目部分の形状が異なるため、継合するには「重

ね」ざるを得ない。これは、どう見ても「つながらない」。

そこで、現存する「清図」全体について、各審判間の「つながり」を確認してみたところ、結果は、図1のように

これを見てもわかるように、「清図」は、宰判ごとというよりは、むしろ『郡』ごとにつながる結果となつた。先ほどの吉田宰判厚保村(ア)と同吉田村(イ)は、「つながらない」一例であつたが、これは、厚保村は「美祢郡」に、吉田村は「厚狭郡」に入るためである。同様に、前大津宰判俵山村(ウ)と同地吉村(工)の場合も、俵山村は「大津郡」、地吉村は「豊浦郡」に入るため「つながらない」。ほかにも山口宰判篠目村(阿武郡)と同仁保村(吉敷郡)などのケースがある。一方、「地下上申絵図」中に、「吉敷郡絵図相紋図」<sup>④</sup>なるものがある。これは、吉敷郡各村の清図に付される相紋を明示し、各清図のつながり具合がわかるようにしたもので、いわば清図の縦合完成図である。これをみても、清図が「郡単位」で縦合することがわかる。

以上のことから、清岡は「群衆に「なかる」と考えて差し支えなかろう」と

ところで、これら一連の作業を通して、「気になることがある。それは、完成した「大絵図」にアキの部分、つまり「清図」のない村が意外に多いことである。このため、つながりの確認できない箇所もいくつか生じている。では、「清図」はすべて作られたのであろうか。

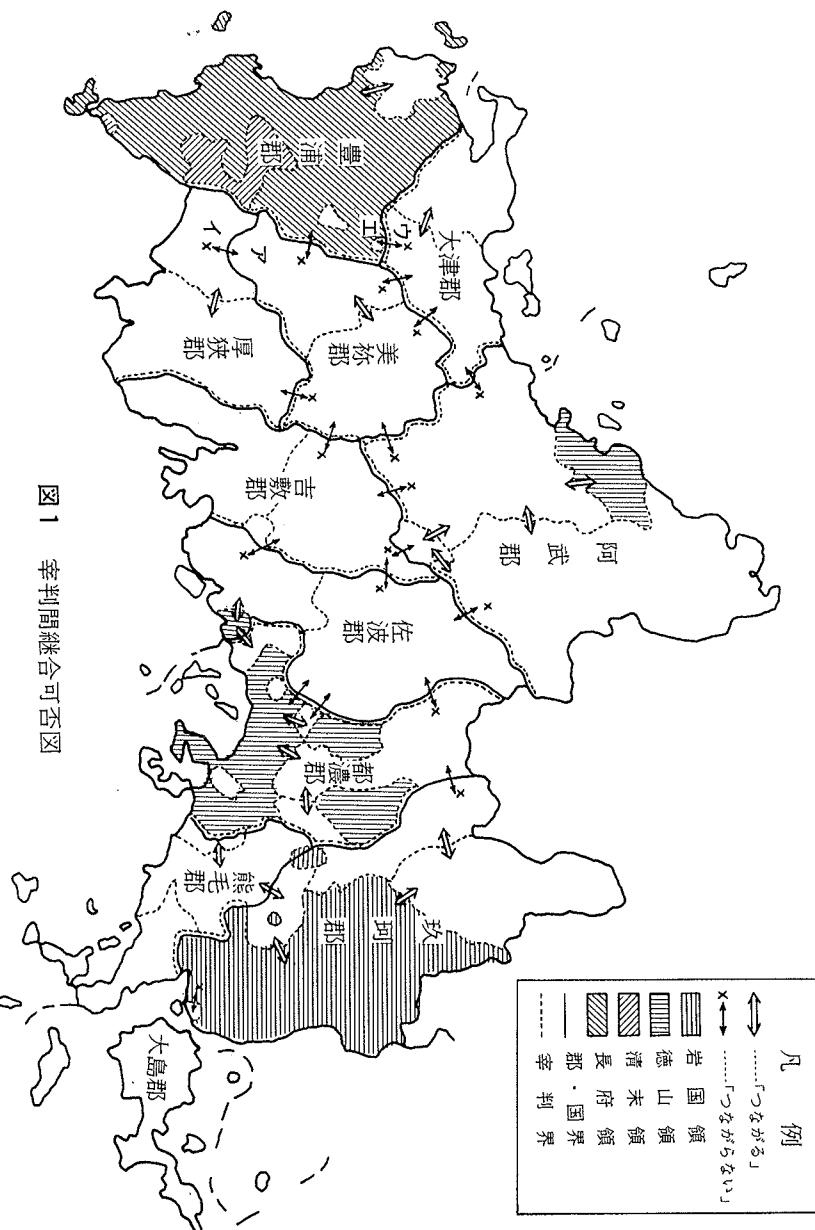


図1 審判間継合可否図

地下上申絵図は、どう「つながる」のか（山田）

### 三 「清岡」はすべて作られたのか

「清図」の現存状況を、地図上にイメージ化したのが図2である。これから、「清図」は、大部分調っているものの上関、小郡宰判と清末藩をすべて欠き、長府、徳山など支藩領に欠けが目立つことがわかる。これは「欠損」なのか、それとも「未調製」なのか。この点を、絵図の伝来・残存状況からさぐってみよう。

「地下上申絵図」の伝来は、(1)藩府絵図方から(2)山口県文書課へ(3)山口県立山口図書館(昭和五、六年)へ(4)山口県文書館(昭和三八年)の過程を経る。幸いに、各時点で「目録」が作成されているので、これを検討資料とした。使用した「目録」は、[A]「諸役所控目録 絵図方」(明和一年 絵図方平田仁左衛門書出 「明細絵図」の郡・宰判ごとの数量書き上げ。藩政期の状況を示す唯一のもの。)、[B]「旧記細目」(明治一八年頃 山口県庁保管時代の目録 各郡・宰判・村ごとに「地下図」「清図」の有無が記される。)、[C]「地下上申絵図仮目録」(昭和六〇)。現行のもの。宰判・村ごとの分類である。[A]・[B]による「藩政期」と「明治初期」の比較結果を表1、[B]・[C]による「明治初期」と「現在」の比較結果を表2としてまとめた。表作成にあたり、村の管轄異動ができるだけ考慮した。また、[A]・[C]はそれぞれ目録収載の基準が違うため、表1は郡・宰判ごとに、表2は宰判ごとにまとめざるを得なかつた。

表1をみてみよう。[A]によれば、明和二年時点では、かなりの「清図」が「未調製」であつたことがわかる。また、時代の流れに伴い、「地下図」「清図」とともに「欠損」がみられる。だが、ここで注目すべきは、[B]時点での「清図」が三八一枚と、[A]に比して八三枚の「増加」がみられることがある。このことは、言い換えれば「明和」以降も清図の調製がおこなわれたことにならないか。

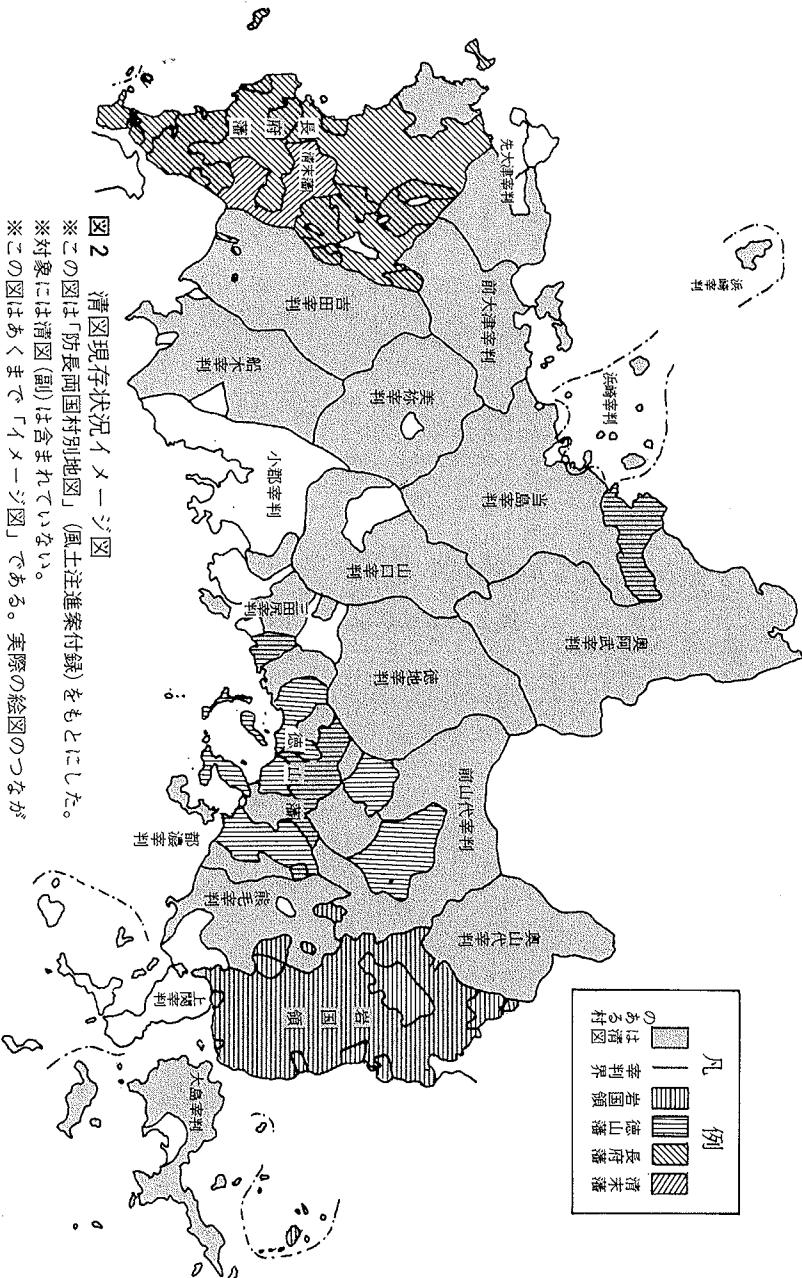


図2 清図現存状況イメージ図

※この図は「防長西国村別地図」(風土注進案付録)をもとにした。

※対象には青図(副)は含まれていない。  
※この図はあくまで「イメージ図」である。実際の絵図のつながりや形とは多少異なる点に留意されたい。

地下上申絵図は、どう「つながる」のか（山田）

表1 郡別審判別絵図数量比較表

A「諸役所控目録」 B「旧記細目」  
※宰判名はAの記載を基本とした。※(編入)は明治初期の管轄変更による編入分。※「未」は「未調製」のこと。

表2 宰判別絵図数量比較表

名 科 名	区 別	C	B	C-B	備 考
大 島	地	35. 26.	27. 26.	-1.	「和田村」、「日高前・日高村」、「竹林村」、「柳原村」、「櫻見村」、「日吉村」、「忠佐村」に異物が混入している。
奥 山 代	地	16. 16.	16. 16.	-1.	
前 山 代	地	22. 23.	23. 23.	-1.	「深山ノ浦」が豊川797番水流出。
上 岡	地	20.	21.	-1.	「山西村」は桃糸郡となるまでは松誠。
熊 毛	地	28. 28.	28. 28.	本0.	「山西村」を含む左、「山神村」が左。
都 高	地	12. J1	13. 11.	-1.	「切山村」2枚のうち1枚が公。
三 田 尻	地	8. 8.	7. 7.	±1. ±1.	「切山村」然亦互其名め。
德 地	地	25. 25.	25. 25.	-1.	「山中村」(新潟) 然。
山 口	地	16. 16.	17. 17.	-1.	「山中村」公。
小 郡	地	8. 0.	9. 2.	-1. -2.	「切山村」然三山及入へているため。 同上、「小郡上畔村」公。
舟 木	地	23.	23.	-1.	
古 川	地	24.	24.	-1.	
美 林	地	16.	16.	-1.	
先 大 津	地	11. 11.	13. 13.	-2. -2.	「葛小山村」、「面切村」公。 同上。
前 大 津	地	14.	15.	-1.	「油谷浦」3枚のうち1枚公。
唐 島	地	13.	13.	-1.	
浜 崎	地	16.	16.	-2.	「田舎庄」、「大井村」公第3。
浜 崎	地	5.	5.	-1.	
奥 河 武	地	21.	21.	-1.	
岩 国 領	地	22.	22.	-1.	
徳 山 領	地	56. 56.	57. 55.	±1. ±1.	「五々浜村」2枚のうち1枚公。 「五々浜村」が近頃(?)
清 木 領	地	29.	29.	-1.	
長 府 領	地	14. 14.	14. 14.	-1.	「合泊村」2枚のうち1枚公。
合 計	地	14. 70. 46. 487.	14. 71. 45. 488.	-1. -1. ±1. -6.	「合泊村」に後付収容者、「伊豆村」、「柳原村」(新潟)、 「東長野村」(新潟)が追加。

862

▽C 「地下上甲絵図」目録

▽B 「旧記細目」

\*1 「新別名村」(774—(2番)、「久富村」(776—(2番)としてAに追加している。

\*2 「讓羽村」(1145番)を「同清図」(副図カ)に変更した

※3 「権東分(副)」(872番)を「同清図」に変更した

次に「権力者(副)」(SFB副)と「同僚者」(SFB主)

地下申総にはどうながるのか（山田）

六九

これまで、筆者は、絵図全体の完成時期を宝暦（明和頃）と推定していた。その理由は、  
①「地下図」の差出年号の最も遅いものが、宝暦二年（一七五三）であること。  
②絵図調製の責任者である、井上武兵衛の絵図方在任期間が、宝暦五年（一七五五）までであること。  
③「和智東郊座右記」の筆者和智東郊が明和二年（一七六五）に没していることから、絵図の当職  
二年以前となること。  
二年以前となること。  
このことと、「明和二年以降の清図調製」をどう結びつけたらいいのか。全体の完成を見ないまま、  
たのであろうか。  
この明和以降の調製がおこなわれた主な地域は、奥阿武、先・前大津、徳地、都濃、前山代の各宰領

この明和以降の調製がおこなわれた主な地域は、奥阿武、先・前大津、徳地、都濃、前山代の各宰判である。これらの地域の「地下図」の差出年号は、主に寛延～宝曆期で、いわば「地下図」差出しの後期にあたる。だが、差出年号のないものが多く、これだけでは判断の決め手とならない。

ところが、これらの「地下図」には共通点がある。それは、いざれも「村境に沿つて切り抜かれた不整形の切型図であることだ。これは、絵図方が現地踏査をもとに清図と同型式の絵図を調製し、村役人の確認を得て提出させる形式の「地下図」で、色彩面の相違を除けば「清図」として「機能」する。これについては、拙稿「地下上申絵図の形式」、「地下図」について<sup>⑧</sup>を参照されたい。また、徳地宰判や、「清図」が未調製のままで終わった上関宰判の場合、前記のものとは色彩・描法が異なるが、村形に切り抜かれ、相紋も付されており、これも「清図」の「機能」を果たしている（写真2参照）。とすれば、必ずしも「清図」をもつて「完成図」としたのではなく、「地下図」であつても「清図」である（写真2参照）。このことは「地上上申絵図」調製の目的の一つが、的機能を果たすものであればよかつたと考えられないだろうか。

地下上申絵図は、どう「つながる」のか（山田）

地下上申絵図は、どう「つながる」のか（山田）

七〇

一村ごとの「境目」を明確にすることにあつたことからすれば理解も可能である。しかし、この事業期間の延享二年（一七四五）に藩財政再建のため、臨時的な役座の業務がすべて中断していることを忘れてはならない。絵図方もその例外ではなく、臨時役座であつた「明細絵図方」の絵図調製にも多分の支障・制約が生じたに違いない。このことの一端は、「絵図方作成の地下図」調製が、「地下図」差出しの後期（寛保～宝曆期）に集中することからも推察できる。以上のことから、「地下上申絵図」調製は一応の完成をみたものの、「清図」での「統一」には至らなかつたと考えられる。

次に表2をみてほしい。これにより、現存の「地下上申絵図」に含まれる「別物」と、「欠本」、「追加」を明らかにすることができた。また、この機会にあらためて絵図全体に目を通すことができたので、それらを含めた現行「仮目録」の修正点を以下に挙げておく。

（大島宰判）九「和田村」、癸「日前・土居村」、

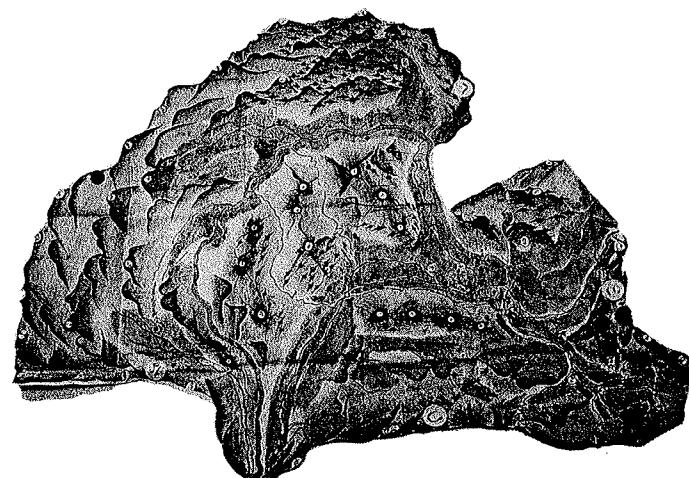


写真2 「徳地宰判高瀬村地下図」(105×137) (部分)

#### 四 「地下上申絵図」の「つながる」もの

防長の絵地図作成の流れからみると、「地下上申絵図」の後には、幾種類かの全域的な「郡図」と「両国全図」が作成される。「地下上申絵図」が「郡図」に「つながる」ことは、すでに三浦肇、川村博忠両氏によつて明らかにされている。この稿でみてきたとおり、「清図」が「郡単位」でまとまるこどもそれを裏付けるものである。

ところで、「清図」についても「一つぶれておきたいことがある。それは、「清図」には大きく分けて二つの「描法」が存在することである。写真3、4を見ていただきたい。Xは「描き手」が自分の立つている地上の場所からあまり動かないまま、そこから四隅に見えるものを写生的に描いている趣が強い。これは、いわば「虫観図」である。したがつて、遠方に見える山々も、見えるままに絵画的に描写され、山の向うの見えない所は描かれない。これに対し、Yは絵画的要素を含むが、より「平面図」的である。真正から俯瞰図風で、尾根筋が白線で明示され、現在の「ぼ

地下上申絵図は、どう「つながる」のか（山田）

七一

地下上申絵図は、どう「つながる」のか（山田）

七二

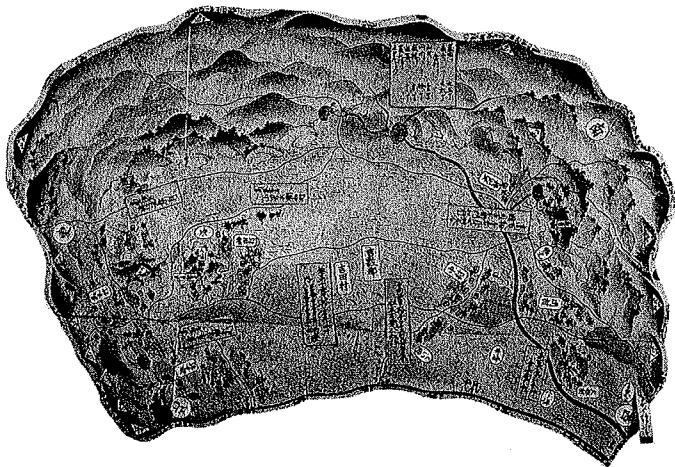


写真3 X 「山口宰判吉田村清図」(63×42)

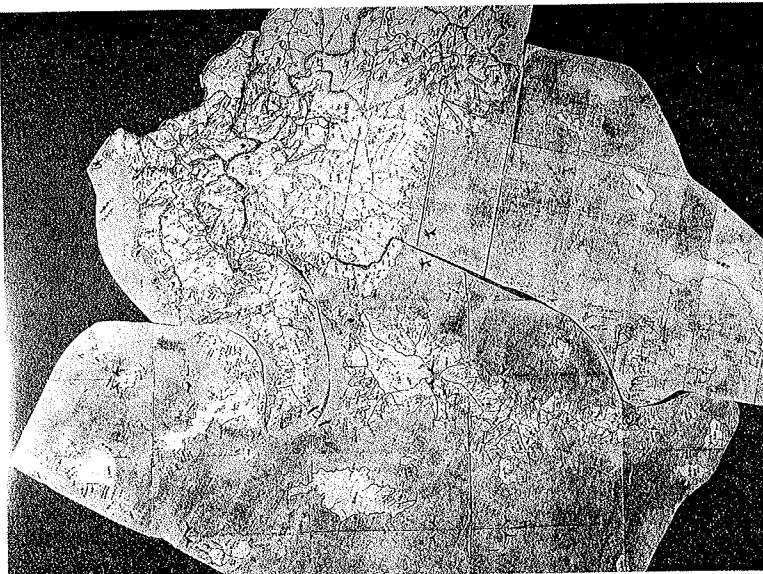


写真5 「防長両国郡別地図」

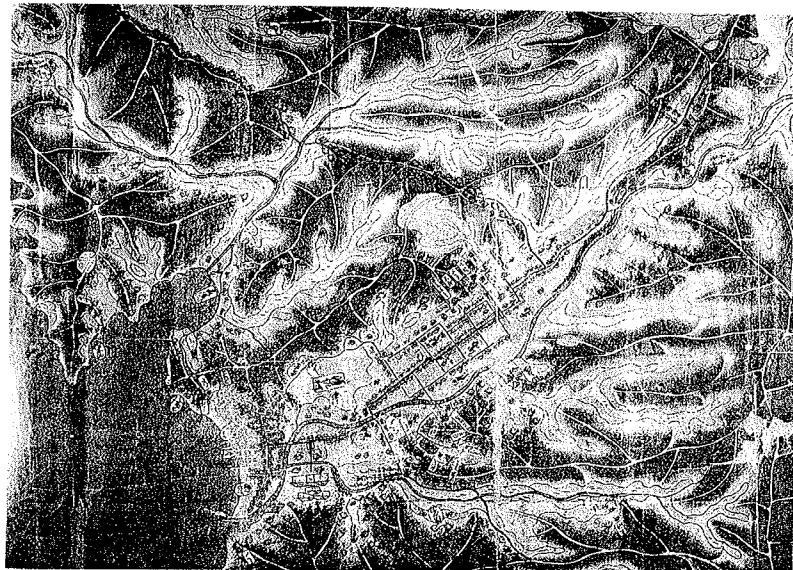


写真4 Y 「奥阿武宰判須佐村清図」(391×204) (部分)

かし図」（レリーフ）、「けば図」に似た点がある。

この相違はどうしてあらわれるのか。この理由には、「虫観図的描写法」の「限界」が考えられる。「虫観図」では山の形も見えるままに描かれるため、おのずから「客觀性」が薄れる。「一村限り」の境目を明らかにする上ではともかく、隣村と繋ぎ合わせた場合、その境目周辺の「地形」が明確にならないといった問題が起きる。このことは、この絵図が「論地詮議」に使用されたとしてもその有効性を失いかねない。絵図に「客觀性」が要求されればされるほど「平面図」に近づかざるを得なくなる。また、これは対象地域の地形とも関連してくる。一村内でも、地形が入り込み複雑になればなるほど「虫観図」の寄集めでは表現できなくなってしまうのだ。ここにも「虫観図」の「限界」が露見する。Xパターンが、「地下図」差出しの早い（享保期）地域、言い換えれば「事業の初期」にみられ、それ以降はYパターンに移行していることから、Xパターン（虫観図）の「限界」に気づいた絵図方が「描法」を修正（地下上申絵図は、どう「つながる」のか（山田）

したのである。

「描法」修正の理由は、他にも考えられる。この後に作られる「郡図」のうち最も早いものは「防長両国郡別地図」（明和（天明頃）（写真5）である。これは地図様式の郡図で、「一郡単位の仕立て」となっている。このもとになつたのが「一郡」を成す「村絵図」であることは言うまでもない。さらにこの後、「平面図」的郡図が相次いで作成されることから、このような「客観図」を作成することは言うまでもない。さうにこの後、「平面図」的郡図が相次いで作成される。

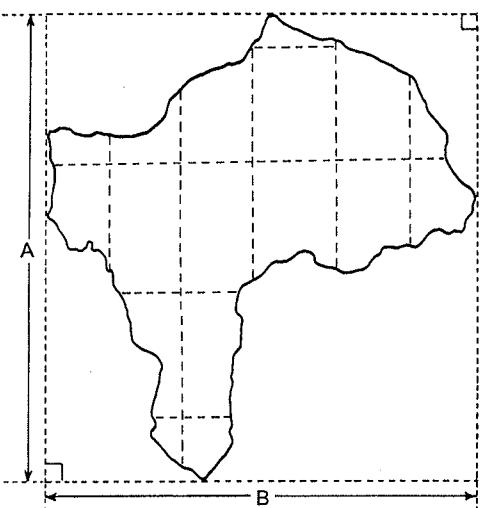
最後に、「明和期以降の清図調製」の問題が残つた。「地下上申絵図」は、藩政期を通して唯一の「統一的村絵図」である。「境目」確認以外の用途も多かつたに違いない。「清図」調製は、未調製部分の補完と「郡図」作成のもとを作るために続行された。だが、絵図方の事業の中心が、「郡図」作成に移行するにつれて、その手は次第にこの清図調製を離れていったのである。「清図」での統一までは達成できなかつたが、これらはまさに「統一的郡図」へと活かされ、「つながつて」いたのである。

- 註①山口県文書館蔵旧藩別置記録。「諸役所控目録」（明和二年）（註⑤）によれば、藩政期に「地下上申絵図」は「明細絵図」、「地下図」は「地下絵図」、「清図」は「清書繪図」と呼称されていたことがわかる。  
 ②刊本「防長地下上申」第一巻の「解説」参照。  
 ③「和智東郊座右記」（毛利家文庫・叢書二七番）  
 ④「地下上申絵図」四九二番。  
 ⑤毛利家文庫・諸省四〇（一七の七）番。  
 ⑥毛利家文庫・地誌五四（二の一）番。

### 〔別表〕地下上申絵図「清図」法量目録

#### 凡例

- (1) この目録は、「清図」（但し、「清図」がない場合は「副図」→（副）と表示）の法量をまとめたものである。  
 (2) 和数字は、「地下上申絵図仮目録」（「県庁伝来旧藩記録等仮目録」所収。昭和六〇。）の整理番号である。  
 (3) 法量の単位はセンチメートルである。  
 (4) 記号○△は「副図」を伴なうことを示す。○は完成されたもの、△は地名未記入や記入半途など未完成のもの、新は明治初期に複製された「新図」を表わす。  
 (5) 法量の取り方については、以下のように行なつた。  
 「清図」は、すべて不整形の切型図のため、タテ×ヨコが単純に割り出せない。そのため幾通りかの方法が考えられるが、ここでは「絵図の折目に対する平行であり、絵図を囲む最小限の長方形の二辺」をそれぞれA、B（但しA×B）とし、A×Bで表わすこととした。また、絵図は全的に折りジワが強く、大型のものや破損の著しいものもあるため、計測は自然展開状態で行なつた。なお、少数点以下はすべて切り上げた。



例 奥山代宰判秋掛村（---線は折目）

- ⑦「県庁伝来旧藩記録等仮目録」（昭六〇）所収。ただし、ここで用いた数値は、その後筆者の修正を加えたものである。  
 ⑧「山口県文書館研究紀要第12号」（昭六〇）所収。  
 ⑨「広田暢久「長州藩歴史編纂事業史（其の五）」（山口県文書館研究紀要第13号）参照。  
 ⑩「地下上申絵図」「寺社旧記」をはじめとする一連の地誌編纂事業は、「絵図方」中の同役座が受け持つた。  
 ⑪堀 淳一「地図—遊びからの発想」（講談社現代新書）参照。  
 ⑫毛利家文庫・絵図二五一番。十二郡のうち四郡が散逸。

地下上申絵図は、△か「へながる」のか（田代）

大島審判

日 伊保田村	211×106	△	日 秋村	92× 85	△
K 油宇村	178×100	○	日 出井村	83× 67	△
日 和田村	102× 72	○	日 戸田村	151×131	△
日 内入村	105× 51	△	九 横見村	76× 37	△
K 小泊村	73× 47	△	九 口見村	81× 49	△
K 神保村	72× 49	○	九 遠崎村	93× 74	○
K 平野・森村	274× 72	○	K 生見村	119× 79	○
K 西方村	172×168	△	K 下畠村	145× 73	○
K 地家室	86× 52	○	K 阿賀村	128× 63	○
日 沖家室	226×108	○	K 中山村	167×140	○
日 外入村	97× 84	○	日 秋掛村	149×139	○
K 平郡島	242×236	○	日 本郷市村	74× 56	○
K 油良村	81× 53	△	日 本郷村	102× 71	○
K 日前・土居村	105× 99	○	日 宇都可村	70× 57	○
K 久賀村	259×148	△	K 黒沢村	85× 73	○
K 榛野村	104× 78	○ ○	K 本谷村	78× 57	○
穴 三蒲村	154× 92	○	K 大原村	115× 91	○
日 屋代・小松村	226×126	○	日 宇佐村	199×175	○

七六

宇佐郷村

236×127

波野村

138× 81

南桑村

159× 74

渡り村

101× 55

須川村

156×111

深川南分

107× 99

符谷村

115× 75

添谷村

154×130

根笠・錫山村

163×155

深山ノ浴

91× 37

三瀬川村

134×127

獺越村

185×160

中須南分

132×114

中須北分

148×143

金峰村

156×109

野谷村

188× 80

河山・四馬神村

148×110

前山代審判

日 末武村	142× 86		日 久米村・柳浜	124× 82	
日 光井村	100× 57		日 下谷村	100× 87	○ ○
日 野原村	127× 53		K 須々万村	268×166	
日 島田村	147× 64		K 長穂・助地村	145×100	
日 浅江村	107× 95		K 中野・川上村	139× 85	
K 三井村	99× 88		K 小畠村	111× 77	
K 大河内村	97× 87		K 丘田村	133×125	
K 立野村	96× 56		K 湯野村	136× 71	○
K 小周防村	116× 94		日 田尻審判		
K 東荷村	109× 88		K 末武村	142× 86	
K 小松原村	142× 84		K 半礼村	208×116	
K 楠口村	134× 83		K 防府佐波令	117× 80	
K 原村	92× 34		K 向島	150×135	
K 安田村	76× 53		K 大崎・佐野村	155×109	
K 呼坂・勝間村	116× 89		K 右田村	133×104	
K 八代村	159×108		K 真尾村	172×150	
K 楠余地村	69× 34		K 奈美村	128× 89	
K 都濃審判			K 切畠村	66× 63	
K 切山村	118× 67	△	K 德地審判		
K 笠戸島	209×123	○	K 高瀬村	134×110	

七七

地下上申絵図は、△か「へながる」のか（田代）

七七

熊毛審判

日 中瀬村	118× 70		日 室積村	141×106	
K 大野村	152×121		K 光井村	100× 57	
K 広瀬東分	151×114		K 野原村	127× 53	
K 広瀬西分	224×221		K 島田村	147× 64	
K 鹿野上村	228×127		K 浅江村	107× 95	
K 大潮村	166×130		K 三井村	99× 88	
K 鹿野中村	144×112		K 大河内村	97× 87	
K 鹿野下村	153×104		K 立野村	96× 56	
K 久原村	203×133		K 東荷村	116× 94	
K 中村	83× 52		K 小松原村	109× 88	
K 長野村	78× 78		K 楠口村	142× 84	
K 中曾根村	85× 69		K 原村	134× 83	
K 指川村	96× 56		K 安田村	76× 53	
K 塩田村	131× 72		K 呼坂・勝間村	116× 89	
K 宿井村	64× 53		K 八代村	159×108	
K 吉井村	72× 37		K 楠余地村	69× 34	
K 三輪村	73× 37		K 都濃審判		
K 岩田村	94× 58		K 切山村	118× 67	△
K 伊保木村	70× 45		K 笠戸島	209×123	○

地下上申絵図は、△か「へながる」のか（田代）

七七

地下上申総図は、△×「つながる」のか (三田)

田11 巢山村	136× 86	田11 司谷村	178×106
田12 清涼寺村	95× 60	田12 船路村	157×122
田13 鮎河内村	127× 96	田13 野谷村	176×112
田10 串村	137×127	田10 柚木村	267×135
田14 夏切村	88× 83	田14 三口郷	
田15 埼村	135×103	田15 仁保村	134× 93
田16 米光村	109× 79	田16 深野村	80× 32
田17 馬神村	116× 63	田17 小鯰村	220× 83
田18 上村	127× 84	田18 長野村	75× 69
田19 藤木村	90× 53	田19 矢田村	61× 55
田20 島地村	142× 69	田20 間田村	129× 86
田21 山畠村	101× 62	田21 平井村	59× 43
田22 堀村	120× 93	田21 吉田村	63× 42
田23 庄方村	158×100	田20 恒富村	78× 50
田24 伊賀地村	133×114	田21 平野村	62× 47
田25 岸見村	111× 64	田20 黒川・朝田村	107× 59
田26 深谷村	112× 77	田21 矢原村	84× 52
田27 小古祖村	92× 52	田22 吉木村	100× 74
田28 八坂村	112× 80	田23 朝倉村	52× 35
田29 三谷村	257×109	田24 宮野村	130×124

七八

田1 篠田村	227×171	田1 井上村	193×107
田2 笠木審判		田2 河原村	190×124
田3 船路村		田3 新別名村	85× 44
田4 野谷村		田4 久富村	145× 59
田5 沖壇・中山村		田5 日置村	239×150
田6 宇部村		田6 藏小田村(副)	180×121
田7 小野村		田7 津黄村	145× 89
田8 万倉村		田8 向津具村(副)	213×195
田9 矢崎村		田9 地吉村	106× 76
田10 前大津審判		田10 殿敷村(副)	142×100
田11 三隅・中村		田11 一ノ瀬村	101× 92
田12 通(浦)		田12 檜原村	42× 30
田13 青海村	180×153	田13 殿井村	134× 90
田14 澄戸崎浦	136×111	田14 通(浦)	186×144
田15 白潟村	90× 75	田15 下神田村	161×105
田16 上神田村	105× 51	田16 中神田村	151× 82
田17 深川村	163×115	田17 阿川村	136× 86

七九

田1 伊佐村	122×106	○ 真名村	133× 79
田2 河原村	66× 54	○ 岩永村	134×100
田3 於福村	125×114	△ 秋吉村	108× 84
田4 麦小野村	132×121	△ 嘉万村	176×127
田5 大嶺村	123×117	△ 青景村	100× 71
田6 山中村	98× 82	○ 赤村	97× 73
田7 厚保村	170×104	○ 小野村	72× 42
田8 山井村	126× 86	△ 先大津審判	115× 98
田9 鴨庄村	128× 76	△ 滝部村	115× 98
田10 末益村	197×101	△ 阿川村	136× 86
田11 津布田村	117× 64	△ 下神田村	161×105
田12 福田村	70× 56	○ 中神田村	151× 82
田13 土生村	131× 82	○ 上神田村	185× 88

田14 地下上申総図は、△×「つながる」のか (三田)	108× 71	田14 通(浦)	115× 98
田15 有帆村	99× 92	田15 肥田村	124×101
田16 際波村	93× 63	田16 今浦	41× 18
田17 須恵村	192× 91	田17 美祢審判	
田18 高泊村	138×103	田18 大田村	185×115
田19 千崎村	62× 60	田19 線木村	172× 75
田20 吉田審判		田20 長田村	99× 65
田21 伊佐村	122×106	○ 真名村	133× 79
田22 河原村	66× 54	○ 岩永村	134×100
田23 於福村	125×114	△ 秋吉村	108× 84
田24 麦小野村	132×121	△ 嘉万村	176×127
田25 大嶺村	123×117	△ 青景村	100× 71
田26 山中村	98× 82	○ 赤村	97× 73
田27 厚保村	170×104	○ 小野村	72× 42
田28 山井村	126× 86	△ 先大津審判	115× 98
田29 鴨庄村	128× 76	△ 滝部村	115× 98
田30 末益村	197×101	△ 阿川村	136× 86
田31 津布田村	117× 64	△ 下神田村	161×105
田32 福田村	70× 56	○ 中神田村	151× 82
田33 土生村	131× 82	○ 上神田村	185× 88

△×「つながる」  
△×「つながる」

地下土申絵図は、△か「つながる」のか(田代)

八〇

101# 真木村	56× 55	△	101 洪崎率領	124× 91
101# 渋木村	115× 79	△	101 羽島	152×141
101# 傑山村	170× 95	△	101 大島	87× 59
当島率領				
101# 明木村	310×195	△	101 相島	85× 72
101# 佐々並村	305×230	△	101 尾島	52× 34
101# 川上村	246×210	○△	101 晃島	132× 91
101# 江舟・野田町	183×130	○○	101 奥阿武率領	
101# 福井下村	173×160	○△	101 德佐村	258×205
101# 福井上村	181×151	△	101 地福村	308×142
101# 紫福村	203×168	△	101 生雲村	403×134
101# 黒川村	113× 73	○○	101 渡川村	291×128
101# 大井村(副)	118×118	△	101 蔵目喜村	150×135
101# 椿東分	228×115	△	101 吉部村	198×136
101# 川島庄(副)	159×114	△	101 高佐村	140× 97
101# 檜西分	115×108	△△△	101 片保村	96× 76
101# 山田村	178× 88	○○	101 嘉年村	255×157
101# 木間村	133× 94	△○	101 鈴野川村	236× 95
101# 三見村	165×151	○	101 弥富村	155×147
101# 三見村(海士) (鯨島)	151×119	△	101 福田村	141×127
磐國領				
101# 上田万村	167× 82		101 池崎村	75× 36
101# 下田万村	220×120		101 関ヶ浜村	71× 65
101# 濱田村	95× 70		101 脇村	94× 66
101# 小瀬村	115×105		101 斎ノ木村	125× 66
101# 今津村	92× 35		101 柱島	178×161
101# 小今津村	73× 52		101 門前村	108× 70
德山領				
101# 大畠村	100× 75		110# 生野屋村(副)	66× 40
101# 日積村	136×129		110# 来巻村(副)	111× 38
101# 柳井村	174×133		110# 東西豊井村(副)	98× 94
101# 新庄村	96× 61		110# 粟屋村(副)	118× 60
101# 伊賀地村	144×130		110# 浜島(副)	61× 40
101# 余田村	176× 92		101# 遠石村(副)	67× 56
101# 立ヶ浜村	75× 35		101# 讓羽村(副)	151×111
宍粟				
110# 木与村	106× 70		110# 温見村(副)	74× 51
110# 宇田村	187×137		110# 大藤谷村(副)	65× 37
110# 織郷村	148×109		110# 川曲村(副)	111×101
110# 須佐村	391×204		110# 上村(副)	76× 46

地ト上申絵図は、△ハ「つながる」のか（古田）

八二一

上々村(副)	114× 78	大河内村	76× 71	高任村	83× 46
四熊村(副)	123× 86	今山村	53× 30	熊野村	48× 37
富田村(副)	192× 145	保々村	75× 69	伊倉村	72× 32
福川村(副)	105× 89	嶽村	142× 57	稗田村	63× 37
富海村(副)	141× 74	員光・山田村	100× 66	蒲生野村	78× 53
奈古村	226× 184	宇部村	55× 47	安岡村	106× 33
伊崎・竹崎浦	83× 49	田倉村	115× 39	福江村	162× 93
東辰野村	88× 61	新○	○	吉母村	85× 73
樅木村	127× 76	一ノ富村	69× 59	黒井村	144× 52
稻光村	98× 57	○	○	吉永村	175× 48
日野・高山村	90× 61	藤ヶ谷村	37× 24	宇内村	68× 55
東中山村	157× 75	高畑村	39× 26	浮石村	126× 50
西中山村	80× 73	棕野村	54× 52	一ノ俣村	133× 79
城丘・西長野村	81× 59	前田村	51× 47	島江浦	39× 28
庭田村	89× 44	赤間関村	90× 69	○	○
鷹子村	113× 42	豊前田村	45× 39	小串村	101× 75
今出村	112× 77	竹ノ子島	67× 49		
向地庄村	22× 18	六連島	65× 49		
		有富村	68× 48		
		綾羅木村	116× 51		